

平成30年度第2回愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果概要

1 日 時

平成30年10月23日（火）午後2時30分から午後3時13分まで

2 場 所

愛知県女性総合センター（ウィルあいち） 3階 大会議室
名古屋市東区上堅杉町1番地

3 出席者

会長、副会長及び委員 計41名
事務局 5名

4 議 事

- (1) 地域再犯防止推進モデル事業について
- (2) 「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の実施に係る検討委員会の設置について

5 経 過

(1) 会長あいさつ

○愛知県県民文化部長

- ・ 一昨年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、関係機関・団体等が連携・協力して再犯の防止に関する施策を推進するため、今年6月に「愛知県再犯防止連絡協議会」を設置し、本日が2回目の開催となる。
- ・ 本県では、今年3月に策定した「あいち地域安全戦略2020」において、「再犯防止対策の推進」を重点施策の一つに位置付け、「就業機会や住居の確保及び福祉サービス等の提供による支援」等に取り組むこととしている。
- ・ そうした中、法務省において、地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討するため、「地域再犯防止推進モデル事業」の募集がされた。本県からは、再犯の防止には、とりわけ生活環境の確保が重要であることから、「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」と「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の2つの事業を申請したところ、6月13日に法務省の採択を受けることができた。
- ・ この2つのモデル事業に係る補正予算案が、先の9月定例愛知県議会において議決され、10月19日に、法務省と委託契約を締結したところであり、モデル事業が、いよいよ実施の段階を迎えた。
- ・ 本県としては、今後、この連絡協議会を通じて、皆様方と連携を図りながら、再犯防止に向けた取組を実施していきたいと考えているので、御理解と御協力をお願いしたい。

(2) 議事

○地域再犯防止推進モデル事業について

愛知県が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」について、資料1、資料2及び資料3に基づき、事務局から説明。

○「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の実施に係る検討委員会の設置について

愛知県再犯防止連絡協議会に「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業検討委員会」を設置することについて、資料4に基づき、事務局から説明。

原案どおり承認。

(3) その他

更生保護サポートセンターの設置について、資料5に基づき、名古屋保護観察所企画調整課長から説明。